

# 埼玉県ジュニア・アスポート事業実施要綱

## 1 事業目的

生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学生に対して、地域の団体等と連携しながら学習支援や生活支援等を行うことにより、基礎学力の定着、自己肯定感や社会性等の非認知能力の向上を図る。併せて、その保護者等に対して、家庭訪問等により養育支援を行い、貧困の連鎖の解消を目指す。

## 2 実施主体及び実施地域

実施主体は埼玉県とする（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる）。実施地域は、以下のとおりとする。

- (1) 令和4年度までに埼玉県が指定したジュニア・アスポート事業実施15町（伊奈町、毛呂山町・越生町・鳩山町、横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町、宮代町・杉戸町、美里町・神川町・上里町・寄居町・松伏町）。
- (2) (1)以外で埼玉県が指定する町村

## 3 事業内容

### (1) 支援対象者

ア 生活保護世帯（埼玉県が実施地域として指定する町村を所管する福祉事務所〔以下「福祉事務所」という。〕が実施責任を負う生活保護世帯の、福祉事務所が支援を必要と判断した、原則、小学3年生から6年生までの児童及びその保護者等

イ 福祉事務所管内町村に居住する現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある世帯（以下「生活困窮世帯」という。）の、原則、小学3年生から6年生までの児童及びその保護者等

ウ 福祉事務所管内町村に所在する以下の施設等に入所等をしている、原則、小学3年生から6年生までの児童

(ア) 児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設

(イ) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

(ウ) 里親

エ 福祉事務所管内町村に居住している生活困窮世帯であって、自立相談支援事業を利用してプランを作成し、当該プラン中にジュニア・アスポート事業の利用を位置付けた世帯の、原則、小学3年生から6年生までの児童及びその保護者等

オ ジュニア・アスポート事業を利用していた生活保護世帯の児童及びその保護者等が、年度途中で生活保護が廃止となり、廃止後もジュニア・アスポート事業の利用を希望している場合であって以下の要件を満たす者

(ア) 福祉事務所が、ジュニア・アスポート事業への参加が対象児童の自立支援に効果があると判断していること。

(イ) 福祉事務所が、引き続き対象児童が属する世帯の支援に責任を持つこと。

上記取扱いは、生活保護が廃止となった同一年度中の適用とし、新年度からはイまたはエの取扱いとすること。

カ その他、福祉事務所が支援を必要と認める者

## (2) 学習支援員等

教員経験者や社会福祉士等、教育や福祉に関する専門的な知識を有する学習支援員を各教室に配置する。学習支援員は教室の運営責任者として、参加者及びボランティア等の安全管理、健康管理、衛生管理等を行う。なお、各教室の責任者は、食品衛生責任者の有資格者であることが望ましい。

また、学習支援員が行う教室の運営を補助する者として、専門の職員（以下「チューター」という。）を各教室に配置する。

本事業の実施に当たっては、学習支援員及びチューターの他に、学習、体験活動、調理、送迎等を支援するボランティアの協力を得ることとする。当該ボランティアに関しては、「埼玉県学習支援事業等に係る学習支援等ボランティア実施要領」に別途定める。

## (3) 支援内容及び支援方法

ア 教室の運営に関すること

a 設置場所 県内6教室程度

地域の状況に合わせた児童の集まりやすい場所とする。

令和4年度までに埼玉県が指定したジュニア・アスポート事業実施15町（伊奈町、毛呂山町・越生町・鳩山町、横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町、宮代町・杉戸町、美里町・神川町・上里町・寄居町・松伏町）周辺の公共施設等とする。

b 開設日 1教室あたり週1～3日程度

c 時間 平日午後（概ね15時30分から19時30分）又は土日（半日程度）

d 児童定員 1教室あたり25人程度

イ 学習支援に関すること

学習習慣の定着と基礎学力の向上を目的に、対象者の学習理解度に合わせて、個別に各教科を教えるほか、到達レベルの確認やテストの実施、学習意欲向上への支援等を行う。

ウ 生活習慣の形成及び改善に係る支援、居場所の提供に関すること

日常生活習慣の形成及び改善、社会性の育成等のための支援を行うとともに、安心して通うことができる居場所として提供する。

エ 体験活動の実施に関すること

多様な体験活動を実施して、非認知能力を高める取組を実施する。実施回数については、1教室当たり週1日程度とし、実施する場所については、教室以外の開催も可能とする。

#### オ 健康支援及び健康増進に関すること

食事を児童及びその保護者等が学習支援員、ボランティア等と一緒にとるなど、生活の向上に資する取組とする。食事の提供は食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導に従い、教室責任者の指揮のもと、衛生管理等に十分留意する。

また、児童のアレルギーについては、利用開始時に保護者等から十分聴取し、食事提供や体験活動等に支障がある場合には、個々に柔軟な対策を講じることとする。

#### カ 児童の送迎に関すること

ボランティア等と連携し、教室への送迎が必要な児童に対する送迎を行う。送迎に車を使用する場合は2名体制で行い、1名は支援員であることが望ましい。それ以外の方法で送迎を行う場合は、あらかじめ県に報告すること。

#### キ 学習・生活相談への対応に関すること

学校や学習の悩みに限らず、日常生活における様々な相談に随時対応する。

#### ク 訪問支援に関すること

状況に応じ個別訪問による学習や生活の支援を行う。その際は原則として、2名体制で行う。

#### ケ 保護者等に対する養育支援に関すること

児童及びその保護者等が日常的な生活習慣を形成・改善するための支援を行う。また、保護者等に対し、児童の養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供等を行い、育成環境の改善に役立てる。

#### コ 引きこもりや不登校の児童の支援に関すること

家庭訪問や保護者等への面談等により、学習や生活の支援を行う。また、保護者等への養育支援を行う。なお、教室参加児童以外への訪問数は以下を目安とする。

1教室当たり15人程度

#### サ ICTを活用した学習支援に関すること

タブレット等のICT端末を30台以上導入し、当該端末を利用して児童の状況に応じた学習支援を行う。なお、導入した端末について、埼玉県の実施する学習支援事業の受託事業者と共有し、相互の事業において活用できる体制を整える。

#### シ その他、貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援に関すること

### (4) 効果検証

大学、町教育委員会等と連携し、本事業の取組分析及び効果検証を行う。

学力の向上だけでなく、非認知能力の向上についても分析するとともに、本事業

における体験活動等の様々な取組がもたらす効果について検証することとする。

#### 4 福祉事務所の役割及び学習支援員との連携

##### (1) 3の(1)のアの支援対象者の場合

(3の(1)のオの支援対象者の場合は、この規定に準じるものとする。)

##### ア 支援対象者に対する説明及び利用申込

福祉事務所は、支援対象者に対して本事業の説明を行い、利用希望のある支援対象者から、利用申込書及び個人情報の提供等に係る同意書の提出を求める。

##### イ 福祉事務所から学習支援員への情報提供

福祉事務所は、支援対象者から提出された利用申込書及び個人情報の提供等に係る同意書の写しを学習支援員に提供する。

##### ウ 福祉事務所職員の同行訪問

学習支援員が初回訪問する際には、原則として福祉事務所職員が同行する。

##### エ 学習支援員から福祉事務所への支援状況に関する報告

学習支援員は、福祉事務所に支援対象者の支援に関する情報を定期的に報告する。

##### (2) 3の(1)のイ～エの支援対象者から利用希望があった場合

##### ア 支援対象者に対する説明及び利用申込

学習支援員は、利用希望者に対して面接し本事業の説明を行うとともに、利用申込書及び個人情報の提供等に係る同意書の提出を求める。

##### イ 学習支援員から福祉事務所への情報提供

学習支援員は、同意書を得られた支援対象者の利用申込書の写しを、必要に応じて福祉事務所に提供する。

##### ウ 福祉事務所の支援確認

利用申込書の写しを受領した福祉事務所は、支援内容を確認し、複合的な課題を抱える保護者等を自立相談支援機関等へ適切につなぐ。

また、学習支援員は、必要に応じて、福祉事務所及び自立相談支援機関等に支援対象者の支援に関する情報を報告する。

##### エ その他

3の(1)のイ～エの支援対象者から福祉事務所にジュニア・アスポート事業の利用について直接問い合わせがあった場合は、本事業の説明を行うとともに、ジュニア・アスポート事業受託事業者の連絡先等を案内する。

##### (3) 生活保護廃止の場合等

生活保護世帯の支援対象者が生活保護廃止となった場合、または生活保護世帯以外の支援対象者が生活保護世帯となった場合は、継続してジュニア・アスポート事

業が利用できるよう、福祉事務所と学習支援員が連携を図るものとする。

附 則

この要綱は平成30年6月5日から適用する。

附 則

この要綱は平成31年4月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から適用する。